

「ZEN」動画制作発信業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和3年7月6日

福井県知事 杉本 達治

## 1 業務概要

### (1) 業務名

「ZEN」動画制作発信業務

### (2) 業務目的

北陸新幹線福井・敦賀開業が令和6年春に見込まれる中、県内外から幅広い関心が寄せられている「ZEN」をテーマに、地域の優れた文化や伝統の魅力を発信する動画を制作することにより、福井県の認知度の向上、何度でも福井を訪れる「ふくいファン」の拡大を目指す。

### (3) 業務内容

#### I 動画の制作

「ZEN」をテーマに福井県の魅力を発信する動画を制作すること

##### ①基本コンセプト

坐禅や精進料理、四季折々の自然、人々の生活に息づく歴史・伝統文化などを理解し、「人と自然・環境との調和、融合」、「癒し、リラクゼーション」、「シンプルで持続可能なライフスタイル」等を体感できる動画とすること

##### ②構成

ア 全体PR動画（15分程度および短縮版2分程度）

- ・観光物産展、観光イベント、国内外の観光商談会等での放映やコンベンション誘致、メディア等への情報提供、ホームページやSNSでの公開を想定した動画計2本を制作

イ テーマ別PR動画（3分程度×5テーマ）

- ・「歴史文化」、「自然・景観」、「食」、「伝統工芸」、「祭り・行事」のテーマ別にPR動画計5本を制作

ウ CM用動画（15秒）

- ・各種CM用に「ア 全体PR動画」および「イ テーマ別PR動画」の各動画の主要素を15秒にまとめた動画計6本を制作

##### ③仕様

- ・対応言語は日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、仏語、ドイツ語、ロシア語とし、ナレーション・字幕など選択できるようにすること
- ・外国語の翻訳については、正確かつ的確な表現になるように努め、特に「日本、福井県独特の文化や風習」や「方言」の翻訳については注意すること。翻訳したものについては、必ず当該言語を母国語とする者によるチェックを行うこと
- ・動画制作にあたっては、最新鋭の機材や映像技術を活用するなど、荘厳な雰囲気が感じ取れる映像に仕上げること
- ・動画の企画・編集にあたっては国内だけでなく、外国人旅行者に対しても魅力を伝えられるようにするとともに、四季折々の魅力を盛り込むなど、年間を通して使用できるものとする

- ・ BGMなど音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続等を行うこと
- ・ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続が必要な場合は、手続等を行うこと
- ・ 県や市町、寺院等の協力が必要なときは関係者と十分に協議のうえ、実施内容、実施時期等を調整すること（関係者との打ち合わせ：毎月1回以上を想定）
- ・ 成果品は県および（公社）福井県観光連盟が作成するホームページや各種媒体で使用するとともにイベントや旅行会社への営業活動等に随時使用し、都度複製できるものとする
- ・ 画質…フルハイビジョン以上、フルカラー
- ・ 画面サイズ…16：9

#### ④納品方法

ア 動画を収録したDVD30枚、BD10枚（NTSC形式）

- ・ 動画のコンセプトと調和するデザインのDVD（BD）ジャケット、ラベルにて納品すること
- イ データ
- ・ 非圧縮の映像マスターデータ一式
  - ・ フルハイビジョン形式の映像データおよびモバイル等での使用を想定した軽量化した映像データ、テキストデータ、そのほか動画に使用した全データ
  - ・ ジャケット、ラベル画像データ

## II 独自事業等の実施

- ①本業務で制作した動画の適切な情報発信および普及・啓発を図るための独自案を企画すること
- ②令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、次年度以降の本事業の展開や新たなアイデア・企画、本事業を発展させる具体案があれば提案すること

※企画提案にあたっては、事業を円滑に進行するため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況での動画制作にかかる活動方針を明示すること

## III その他

### ①事業実施体制の構築

- ・ 上記事業を計画的効果的に推進するための責任者を配置し、事業全体の進捗管理を行うこと
- ・ 責任者は福井県と毎月1回以上打合せを行い、進捗情報の報告を行い事業の円滑な推進を図ること
- ・ 事業の進捗状況について、毎月の活動実績を翌月の10日までに取りまとめのうえ提出すること

### ②数値目標

- ・ 数値目標を設定し、目標を達成できるよう事業を実施すること

### ③PR事業調整会議への出席

- ・ 受託者は県が四半期に1回、原則として福井県庁において開催するPR事業調整会議に出席し、他のPR業務受託者との事業調整を行うこと。また、会議における受託事業の必要な資料を作成すること

### ④福井県新幹線開業対策アドバイザー

- ・ 受託者は県が別途委嘱する新幹線開業対策アドバイザーとの協議も行き、事業を実施すること

## ⑤権利関係

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、契約金額に含むものとする。
- ・他者の知的所有権等を侵害しないよう留意すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。
- ・本業務の実施により生じた成果物に関する著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、本事業にて制作した動画を県および県が指定する第三者が期間の定めなく、無償で使用することを了知のうえで応募すること

## (4) 履行期限 令和4年3月31日（木）

<スケジュール>

令和3年7月	企画提案公募
8月初旬	企画提案審査、事業者特定
8月中旬～	事業実施

## (5) 成果品

- ①本業務において制作した動画（1（3）I④参照）
- ②実績報告書 5部
- ③本業務において作成した資料（現地写真、現地資料、企画書、台本等）
- ④その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの  
※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

## 2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること  
ただし、後段3(3)に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。  
※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

### 3 手続き等

#### (1) 業務担当課

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部新幹線開業課 担当 赤木

電話 0776-20-0546

FAX 0776-20-0381

E-mail shinkansen-kaigyo@pref.fukui.lg.jp

#### (2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

#### (3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

##### ①提出書類

応募登録票（様式1）（押印不要）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

##### ②提出期限

令和3年7月20日（火）12時00分

##### ③受付時間

令和3年7月6日（火）から同年7月20日（火）の8時30分から17時15分まで

（※7月20日（火）は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

##### ④提出方法

上記（1）まで郵送またはメールすること（提出期限までの到達が必須）

##### ⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和3年7月21日（水）までに行い、メールにより申請者に通知する。

#### (4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

##### ①提出書類

- ・様式2（押印不要）

- ・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書13部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1（3）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・動画制作にかかる企画・提案（ZENにかかる首都圏在住者のニーズ、話題性、新規性、拡散性など）をふまえた事業のコンセプトおよび新型コロナウイルス流行下における活動方針
- ・制作する動画の内容を例示すること。なお、撮影素材、実施時期等については事業者で設定し、提案すること

・制作する動画のイメージ(雰囲気)が分かるように、既存の動画や過去に制作した動画などを、下記4(1)のプレゼンテーション時に流すこと。ただし、このための新たな動画の撮影は不要です。

・独自事業(発信方法および今後の活用策)

イ 実施スケジュール、業務実施体制

ウ 企画提案者の概要等(企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先)

エ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積(概算)

業務の実施に当たり、企画・提案、動画制作および権利関係、独自事業等の実施にかかる経費およびその他の経費(打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等)は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

カ 再委託等の有無および予定

## ②提出期限

令和3年7月27日(火) 12時00分

## ③受付時間

令和3年7月6日(火)から同年7月27日(火)の8時30分から17時15分まで

(※7月27日(火)は12時00分まで)

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

## ④提出方法

上記(1)まで持参または郵送すること(郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須)。なお、提出された書類は返却しない。

## (5) 質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票(様式3)に記載の上、上記(1)までメールもしくはFAXにて送付すること

### ① 受付期間

令和3年7月6日(火)から同年7月20日(火)まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

### ②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

## 4 契約方法等

次の手順による。

(1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションはオンラインにより実施予定で、日程は別途通知する。

(2) 県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。

評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

①業務の目的・内容の理解

②動画の制作、実施内容

③独自事業の内容(動画の発信方法)

④実施スケジュール

⑤実施体制

⑥経費

- (3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。
- (4) 契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。なお、令和4年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

5 契約金額の上限

契約金額の上限は11,000千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 本業務において制作する動画内容について、協議の上で県から修正を求めることがあることをあらかじめ了知すること
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。